

## 社会福祉法人緑風会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑風会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の、報酬等及び費用弁償について定めるものである。

### (定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれた者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条第2項に基づき置かれた者をいう。
- (4) 報酬等とは、第3条に定める職務の対価として支払うものをいう。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴う旅費等をいう。

### (支給範囲)

第3条 前条第1項第4項に規定する支給対象は次のとおりとする。

- (1) 理事会及び評議員会に出席すること
- (2) 評議員選任・解任委員会に出席すること
- (3) 理事会開催のために行う事前打ち合わせ
- (4) 事業監査のための用務
- (5) 理事長の命令による出張
- (6) その他、理事長が認める用務

### (報酬等の総額)

第4条 この法人の全理事に対する報酬総額は、各年度につき160万円以内とする。

- 2 この法人の全監事に対する報酬総額は、各年度につき80万円以内とする。
- 3 この法人の全評議員に対する報酬総額は、定款第8条のとおりとする。

### (報酬等の支給基準)

第5条 第2条第1項第4号に規定する報酬額は1日当たり8,000円とする。

- 2 施設長等を兼ねる理事に対しては前項の報酬は支給しない。
- 3 第2条第1項第5号に規定する費用の弁償は、この法人の旅費規程に基づき支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。

2 報酬等は、法令に定める控除すべき金額を差し引いて支給する。

3 報酬等は、必要の都度支払うものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、報酬総額及び報酬の支給基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成29年6月20日から施行する。